

会津若松市上下水道局委託業務発注基準

平成 19 年 12 月 28 日決裁)
 (平成 24 年 3 月 30 日決裁)
 (平成 25 年 8 月 20 日決裁)
 (令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道局の委託業務のうち、測量、設計及び印刷業務（以下「測量業務等」という。）に係る発注並びに測量業務以外の業務（以下「一般委託等」という。）に係る発注で予定価格が 1 億円以上の場合であって、制限付一般競争入札の方式により発注するとき、物件の借入れに係る発注のうち、予定価格が 1 億円以上の場合であって、制限付一般競争入札の方式により発注するものは、会津若松市委託業務等発注基準（平成 19 年 12 月 7 日決裁）の例による。この場合において、同基準の次の表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

I 総則	会津若松市（以下「市」という。）	会津若松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）
II 発注方式 公募型指名競争入札	市長	上下水道事業管理者
II 発注方式	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に該当する場合	地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項に該当する場合
II 発注方式 制限付一般競争入札 3	市 会津若松市電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）	上下水道局 会津若松市上下水道局電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）
II 発注方式 制限付一般競争入札 4	会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）	会津若松市上下水道事業契約規程（平成 8 年会津若松市水道部管理規程第 10 号）
II 発注方式 制限付一般競争入札 6(1)	会津若松市財務規則第 118 条	会津若松市上下水道事業契約規程第 20 条
II 発注方式 制限付一般競争入札 6(3)	市長	上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）
II 発注方式	市長	管理者

制限付一般競争入札 6(4)		
Ⅱ発注方式 公募型指名競争入札2	会津若松市公募型指名競争入札実施要領	会津若松市上下水道局公募型指名競争入札実施要領
第1号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第2号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第3号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う委託業務に係る契約から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市水道部委託業務発注基準の規定は、平成25年10月11日以後に入札公告を行う測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行う測量業務等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行った測量業務等に係る入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。